

5月

● 2011

中大法曹

Chuudai Housou

NO.24

特集

中央大学法曹会60周年を前にして

今に連なる来し方・行く方

～大高満範先生にうかがう～

若手会員の積極的参加を求めて



中央大学校歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

一、草のみどりに風薰る
丘に日映き白門を
慕い集える若人が
真理の道にはげみつつ
榮ある歴史を承け伝う
ああああ中央 我等が中央
中央の名よ 光あれ

二、よしや嵐は荒ぶとも
揺るがぬ意氣ぞいや昂く
春の驕奢の花ならで
みのりの秋やめざすらむ
学びの園こそ豊かなれ
ああああ中央 我等が中央
中央の名よ 誉れあれ

三、我等が誇り覇者の歌
さんたり栄光我が生命
ああ中央の若き日に
今ぞ座らん覇者の座に
いぞ勝どきを揚げんかな
力、力、中央 中央

中央大学応援歌

中央大学学友会選定 作詞
古閑裕而 作曲

一、憧れ高く空ひろく
理想の光あやなせる
ああ中央の若き日に
伝統の誇る白門の
闘い挑むはた仰げ
力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が

精銳こぞりふるいたつ

ああ中央の若き日に

雄叫ぶ血汐 紅は
闘魂たぎる火と燃える

力、力、中央 中央

★表紙写真は、中央大学創立125周年事業のひとこま。背景は、神田旧校舎の門

【表紙写真及び中写真の1～4枚目は、「中央大学の近況 2010 vol. 4」からの転載です。】



【中央大学創立125周年記念式典（平成22年11月13日）】



【中央大学創立125周年を祝う、多摩校舎と田町校舎】



【平成22年度中央大学司法試験合格者祝賀会（同年11月28日）、才口千晴元最高裁判事】



【新入会員歓迎会および叙勲受章者祝賀会・懇親会での村山芳朗先生ご発声による乾杯(平成23年1月20日)】

CONTENTS
目次

中大法曹

NO

24

Chuudai Housou

中大法曹会の活動について	中央大学法曹会幹事長 千葉昭雄	2
--------------	-----------------	---

中央大学

中央大学法曹会設立60周年への期待	中央大学理事長 久野修慈	4
感 謝	中央大学学長・総長 永井和之	6
中央大学法科大学院の改革	中央大学大学院法務研究科長 福原紀彦	8
3.11以降の法学教育	中央大学法学部長 橋本基弘	12

追悼

阿部三郎先生を偲んで	第6期 元判事・弁護士 新海順次	14
------------	------------------	----

特集

中央大学法曹会60周年を前にして

今に連なる来し方・行く方～大高満範先生にうかがう	17
若手会員の積極的参加を求めて～若手会員との座談会	23

次代の星たち

法科大学院修了後の5年間を振り返って	山口県弁護士会・弁護士 黒川裕希	29
企業内弁護士の業務・期待される役割について	弁護士 小野征彦	31
被災して感じたこと	福島県弁護士会・弁護士 石森雄一郎	33

ようこそ法曹会へ

平成22年度旧司法試験に合格して	今村龍矢	35
中央大学法学部法律学科平成23年卒業	赤羽悠一	38
中大ローから司法の世界へ	新64期司法修習生	坂本真由子
学習する日々を振り返って（感謝とご報告）	新64期司法修習生	40

委員会活動報告

人事委員会活動報告	人事委員会委員長 奈良道博	42
「中央大学法曹会奨学金」募金ご協力のお願い	募金実行委員会委員長 飯塚孝	43
進路指導対策委員会活動報告	進路指導対策委員会委員長 瀬川徹	44
法職教育検討委員会活動報告	法職教育検討委員会委員長 水津正臣	45
機構改革実行特別委員会活動報告	機構改革実行特別委員会担当副幹事長 根岸清一	46
関係諸団体交流委員会活動報告	関係諸団体交流委員会委員長 山崎司平	47
若手弁護士活動委員会活動報告	若手弁護士活動委員会委員長 清水修	48
広報委員会活動報告	広報委員会委員長 窪木登志子	49
中央大学法曹会平成21年度・22年度事業報告	中央大学法曹会事務局長 行方美彦	50

中央大学法曹会会則 54

中央大学法曹会執行部名簿（平成21・22年度） 61

中央大学法曹会役員名簿（平成21・22年度） 61

中央大学法曹会各種委員会名簿（平成21・22年度） 64

資料

編集後記

中大法曹会の活動について

中央大学法曹会幹事長

千葉 昭雄



1 私は、平成21年5月に中大法曹会幹事長に就任しました。中大法曹会は、会員数約5000名近くを擁する他大学の法曹会に比し最大級の伝統ある会であり、身の引き締まる思いでお引き受けしました。

中大法曹会幹事長の任期2年が満了するにあたり、中大法曹会の活動のご報告と意見を述べさせていただき、退任の挨拶といたします。

2 我々中大法曹会の執行部は、在任中特に次の4つを重点的に取り組みました。

第1に、ロースクールへの全面的支援

①法科大学院に、優秀な若手会員を実務家教員として多数送り込み実務家養成に鋭意努めました。

②エクスターーンシップの受け皿として、全国の中大法曹会の会員に積極的に協力していただきました。多数の生徒がエクスターーンシップ先に就職するなどの成果も出ており中大法曹会の絆深さというか面倒見の良さというか、中大法曹会の底力を感じた次第です。

③また、司法修習生に対する就職支援について、進路指導対策委員会において就職先の紹介、履歴書作成方法等きめ細かい指導がなされました。

④中大法曹会奨学金基金制度を創設し、毎年20名の修習生に1名あたり30万円の奨学金を給付し、資金的支援をしてきました。

第2に、若手会員の法曹会への参加と活動增加する若手法曹の法曹会への参加は、こ

れからの中大法曹会の発展のためには必要不可欠です。前執行部（奈良道博幹事長）は、上記の趣旨から若手活動委員会の設置を決め、我々執行部はこれを引継ぎ、若手の活動の場を作り、若手会員同士の交流会、若手会員向けの講演等を実施しました。

第3に、中大の関係諸団体との交流

南甲俱楽部、体育会等の法曹会以外の諸団体との交流を積極的に図り、相互の理解を深め、幅広い中大OBとの人間関係と業務提携関係を構築し、会員の研鑽と業務に従事して貢う事は必要です。前執行部は、上記の趣旨から関係諸団体交流委員会の設置を決め、我々執行部はこれを引継ぎ、活動を開始しました。

まず、南甲俱楽部との交流会を4回開催し、両団体における若手会員の今後の活動の場、さらには大学経営に関する事項などについて、忌憚のない意見交換がなされました。

第4に、中大法曹会地方支部の創設と活性化

中大法曹会は、田宮甫幹事長（平成5、6年度）の肝煎りで、中大法曹会の全国的発展活動が必要であるとして、地方に中大法曹会の支部設立を推進しこれを支援していくべく、機構改革委員会を設置し、活動してきました。

今までに設立された支部のなかでは九州地区の活動が最も盛んで、福岡支部が中心となって九州各県が参加して、山口県を併せて合同支部会が設置され、毎年盛大に定期総会が開催されています。

平成21年6月に、沖縄で九州・山口合同支部総会が開催されました。私ども執行部会はその機会に沖縄に中大法曹会沖縄支部を設立しようと企画し、村山芳朗中大理事のご尽力

と福原紀彦法科大学院法務研究科長のご協力を得て、支部を設立することができました。そして平成22年3月には、下関で沖縄支部も参加して九州・山口支部の合同定期総会が開催されるに至りました。

また、九州地区の支部活動の成功を北海道地区にも実現しようと企画し、平成22年7月には札幌支部設立準備会を開くことができました。

3 中大法曹会の今後の重要課題

中大法曹会の今後の重要課題は、2つあると思います。1つは中大法学部の衰退をいかに食い止めるか、どうしたら法学部を発展させることができるかということです。中央大学法学部はかつて20年間司法試験合格者数トッ

プという輝かしい実績を誇り、法科の中大という名を欲しいままにしてまいりました。ところが、ここ10年慶應早稲田に追い越され、低迷しています。今後中大法曹会がこの問題にどう取組み支援するか大きな課題です。

もう1つは、中央大学の運営に関する問題です。中央大学は現在財務等の厳しい問題を抱え、その運営に苦労しているところですが、中大法曹会としてどう支援していくか大きな課題だろうと思います。

4 以上、私ども執行部の考え方と活動のご報告させていただきましたが、どうにか無事に任務を終えることができましたことは、法曹会会員はじめ関係者各位のご理解とご支援の賜と厚く御礼申し上げます。



中央大学法曹会設立60周年への期待

中央大学理事長

◆ 久野修慈



この度の東日本大震災において被災され、また、原子力発電所事故によって、避難生活を余儀なくされておられる方々に対し、心からお見舞い申し上げますとともに、悲しくも、震災の犠牲になられた方々のご冥福を衷心よりお祈り申し上げる次第でございます。

東北・北関東からは、戦前戦後を通じて、数多くの人材が中央大学を目指し、そして卒業されていきました。中央大学にとりましては、誠に縁の深いこの地域が未曾有の大震災に遭遇し、少なからぬ学員が被災され、天災の犠牲となられたことは、一人の学員としても悲しみの念に堪えません。しかしながら、東北・北関東ご出身の学員の方々の誠実で社会に役立とうとする強い信念と使命感、そして、故郷への並々ならぬ愛情をみれば、必ずやこの難局を乗り越えられると確信いたしております。

このような国難の中、中央大学は、昨年の125周年記念を経て、全国52万人の学員の方々と足並みをそろえるが如くに、126年目の歩みを始めました。その歩みには、数多くの学員の母校に対する愛情が強く込められております。とりわけ、中央大学法曹会の方々が込められる思いは、母校中央大学を支えてきた伝統ある学員会支部としての誇りを伴って、ひときわ強いものとなっているものと存じております。

新たなる歩みとともに、人知を超えた災害に屈することなく立ち向かうべく、中央大学は、これまでの伝統と歴史を土台に将来に向かっての挑戦を果たさねばなりません。

そのためには、中央大学関係者それぞれの強い信念とそれらを結びつける信頼と結束を構築して、強く強く前進することが必要不可欠であ

ります。中央大学法曹会には、これまで以上に、その中核としての役割を心から期待する次第でございます。

中央大学法曹会の歴史は、法科の中央の歴史の具現の一つといつても過言ではないと存じております。戦前は、在朝法曹によって南甲法曹会が組織されていましたが、戦後は、在野法曹を含めて、その活動範囲と規模をなお一層拡充し、民主国家の正義の担い手としての役割を求めるべく、昭和26年6月4日に、中央大学法曹会として発会式が開催されたとのことであります。これにより、在朝在野の中央大学出身の法曹により構成する一大組織へと再編し、昭和28年12月17日には、岡弁良初代会長の下、中央大学学員会の第1号の職域支部として発足されました。

昭和28年といえば、終戦後の混沌とした時代の中にあっても、新生日本が本格的な歩みを始めた頃でございます。貧しさは残りつつも、自由や正義を日本人自らが自覚し、生命力を持って進み始めた時期であります。

私が、中央大学に入学したのは、その翌年の昭和29年のことであります。

多くの日本人が懸命に新しい日本を築き上げようとする意に呼応するかのように、高等学校を卒業したばかりの私は法科の中央の門を叩くべく、単身、故郷福井を旅立ちました。

上野駅を目指す列車は、人いきれでむせ返らんばかりの満員でした。古びた軍服、よれよれのもんぺ、ぼろぼろの洋服といったように、乗客の服装には、依然として戦争の跡が残っていました。しかし、人々の瞳は、戦中とは全く異なり、強い希望に裏打ちされた生き抜かねばな

らないという強い思いがはっきりとみてとれました。

当時は、とても深刻な食糧難の時代でした。列車には闇米を運ぶおばさんが随分乗っておりました。うつむきながらも歯を食いしばって、しっかりリュックサックを握りしめる彼女たちの姿は、未だに私の記憶からは消えることはありません。どん底から這い上がろうとする人間の生命力の強さに強い感動を抱きました。

その混み合う車中で、私はしゃにむに勉強をして、中央大学の一員となることを夢見ましたが、それと同時に、人々への敬意と信頼は学問以上に重要であり、私心なく人々を敬愛する真の意味での進取の気質が必要だと痛感いたしました。

法曹は人々への尊敬と愛情を旨とする職業であります。その法曹に携わる中央大学出身者の団体である中央大学法曹会の支部設立時期と私の中央大学入学の時期が同じ時代を共有するものであることは、奇遇とはいえ、心の奥底からの感銘を抱くところであります。

まだ、日本国中が貧しかった中央大学法曹会発足当時の法曹の方々は、混乱した社会風紀の中で、ぼろぼろの服に身をまとい、編上靴で法廷を闊歩しながらも、ただひたすらに正義を求め、問題解決に当たっていたことでしょう。中央大学法曹会発足当時の方々が、その後の中央大学を牽引したことを思い起こせば、実は、126年目の歩みを始めた中央大学にあって、関係者すべてがその姿勢と気持ちを今こそ改めて持たなければならないのだと思うのです。

この度の大震災は、国家存亡の危機ともいえるほどの大きな被害をもたらし、国民としても日本の将来のために新たな決意を腹の底から持たねばならない時だと存じております。即ち、事に当たる真摯な姿勢と自らの責任を全うする気概が必要不可欠なのであります。

私は、そのためにこそ、中央大学が他大学に負けない真の教育力をつける、国際・国内社会において、この国難を乗り越える大学としての眞の改革が必要であると考えるのであります。そのため、理事長職のみならず、リーダーというリーダーは、形式的な名誉や地位に執着するこ

となく、自らを懸けて犠牲的精神であらゆることに臨まねばならないと存じております。また、中央大学の理事長職は、与えられた責任をあたかも丸投げするかのようなことであっては、学員52万人に対して顔向けてできるものではないと考えております。中央大学にとって、学員は、貴重な財産であり、最も大切にすべき存在の一つであります。その学員への責任を放棄するかのような中央大学となるようであれば、それは本質的な発展は期待できないと存じております。

こうして、私たちは、あらゆる難問を乗り越えていかねばなりません。

学員の皆様とともに、大学のあり得べき姿を真剣に考え、それぞれに自己責任を果たすところに、大学の求める本質的な姿があるものと存じております。本学法科大学院も中央大学法曹会の方々の物心両面による心温まるご支援により、設置後5年を経過して、我が國のみならず世界に向けて、その地位を高めつつあります。

今こそ、法科の中央の伝統を世界に冠たるものとしなければならず、それには、設立60周年を目前にした中央大学法曹会の方々には、これまで以上に、その基本的軸となっていただき、中央大学を牽引してくださるよう、ご理解とご協力をお願い申し上げ、私からのご挨拶とさせていただきます。

感謝

中央大学学長・総長

◆ 永井和之



中央大学法曹会の本学に対するご支援には、大変感謝しております。特に、法科大学院に対するご支援につきましては、法曹会のご支援なくしては今日の本学法科大学院はあり得なかつたと考えております。そして、それは本学の将来像を考えるにあたって、重要な示唆を与えてくれるものと考えております。また、本学創立以来の伝統のなせることかとも思います。

本学の創立者たちが、明治初期における海外への留学経験を有する法曹であったことは周知のところであります。その留学生たちの実態は、1870年7月に大学南校に生徒の留学について明治政府の許可があり、石附実『近代日本の海外留学史』によると皇族や華族などの子弟が海外へいくようになりました。1871年には218人以上であります。実際、1871年の遣米欧特命全権大使岩倉具視の使節団には、50人を超える留学生が同行しています。1875年に東京開成学校の学生を海外へということで、第1回留学生として、法学分野では鳩山和夫・小村寿太郎・菊池武夫（第2代東京法学院院長、初代中央大学学長、ボストン大学法学校へ留学……帰国にあたってミドルテンプルなどを岡村輝彦の案内で見学）がでています。1876年の第2回留学生として、法学の穂積陳重と岡村輝彦（第3代中央大学学長）などが新橋～横浜～サンフランシスコ～NY（菊池武夫・鳩山和夫等と会っている）～イギリス・リバプール～ミドルテンプル入学という経路を辿っています。そして、1880年10月に増島六一郎（英吉利法律学校初代校長）が岩崎弥太郎の援助でイギリス留学（ミドルテンプル）へ出発しています。1887年には土方寧もミドルテンプルへ留学しています。

このような本学創立者たちは、明治維新の時には、子供や少年であります。実際、増島は10歳、菊池は13歳、穂積と岡村は12歳、奥田義人（第4代学長）は7歳であります。社会の変革期に少年時代を過ごし、青年になったときには、日本の将来を担うという気概を持つに至った創立者たちの、そして「白門」という伝統を創るという意志は、我が国における司法改革の一環として法科大学院制度が確立された時に重なるものがあります。

すなわち、法曹会のみなさんが、本学法科大学院に行った支援は、創立者たちが結集して英吉利法律学校を創立したことが繰り返されたともいえると考えています。実際に、実務家教員の推薦・派遣、教材開発への参画、そして奨学金制度の確立への支援などは、「法科の中央」という本学の伝統を再構築するものであったと評価されることと思います。

このような法科大学院におけるような仕組みが、全学的に構築できるときに、本学は「私学の雄」としての地位を確立することとなると思われます。

今日、よく学員のみなさんからいわれることに、本学の社会的な評価が下がっているのではないかということがあります。

この社会的な評価とは何かというと、色々な視点があります。例えば、受験者数についてであります。この点は、学員時報（第469号）で報道されているように、本年度は86,155人と過去最高を記録しています。しかし、人数は全国6位です。また、東京証券取引所第一部上場企業の社長出身大学ランクは第5位（2010年大学ランキング・朝日新聞出版より）、役員になり

やすい大学ランキング第4位（2009年PRESIDENTより）、高校からの評価ランキング第6位（2010年大学ランキング・朝日新聞出版より）、といった統計資料もあります。これらは国立大学も含んだ資料です。大学の評価とは、このように卒業生たちも含んだ評価ということになっているようです。そのような意味では、また、就職内定率やその進路先というのも、大きな評価要素ということがいえると思います。このような中でどのような学力の高校生たちが本学を目指しているかが本学の偏差値という形で表れ、それは社会的な評価の一つであります。その点では、本学の社会からの評価は、偏差値という形では必ずしも誇るものとはなっていません。

この点の改善策は、前述の多様な評価項目の総合的な向上をはかるというしかありません。大学の現場でできることは、基本的には教育力を向上して、本学学生の力を向上させるしかありません。一人でも多くの素晴らしい学生を社会に輩出して、社会からの評価を向上させることです。そのためにはシステムとしてのカリキュラムを改革し、一人ひとりの教員がそのシステムを理解して、自己の担当する教科の改善をしていくことが必要です。そのキーワードはいかに学生を燃えさせる授業を教員が行うかということに尽きると考えています。確かに、法学部のやる気応援奨学金というような先輩たちの支援策が、それを支えることもありますので、全体のシステムも大事です。

大学に残った者一人として、法学部の卒業生の一人として、本学の伝統を発展させる責務を意識して勤めてきましたが、未だ多くの批判を甘受せざるを得ない非力を、法曹会の皆様にはお詫びします。今後、より努力を重ねていく覚悟であります。

中央大学法科大学院の改革

中央大学大学院法務研究科長

◆ 福原 紀彦



■日本と世界でのトップクラスのロースクールを目指して

英吉利法律学校として創設された中央大学が125周年を迎える、中大法曹会が60周年を迎えるとする記念すべき時期は、折しも、法科の中央の伝統を形成する基盤になった旧司法試験制度の終焉の時期となりました。今や、新しい法曹養成制度のもとで伝統の継承と発展をはかるための改革が求められる時期が到来したといえます。

中央大学出身の法曹は、最近では、最高裁判事として継続して2名が就任されており、また、この度は、検事総長や東京高検検事長に就任されるなど、司法界での大躍進が大学周年記念と重なったことは、誠に慶賀に堪えません。加えて、中央大学法科大学院修了の司法修習生から、今期は、過去最多となる10名が裁判官に、また10名が検察官に任官したほか、新司法試験合格ルートで国家公務員キャリア特別採用を決める者もあり、わが国の法曹養成制度の転換期においても、中央大学法科大学院は、多数の司法試験合格者を誕生させるとともに、有為の人材を数多く司法界・官界・各界に輩出し続けています。これらは、卒業生・修了生の努力をはじめ教職員の尽力の賜であるとともに、中央大学の法人・教学・学員の一体となった理解と支援のお陰であると感謝しています。

そして、建学以来の伝統を新しい制度のもとで再生し発展させることを使命としている中央大学法科大学院は、わが国の法科大学院制度とその運用の構造的問題に由来する難局を乗り越え、日本と世界での存在価値と存在感をさらに高めるべく、改革の歩みを進めなければなりません。

■法科大学院制度が抱える全国的課題と本学ロースクールの現況

創設から満7年が経過した法科大学院を中心とする新たな法曹養成制度は、政府が当初掲げた法曹人口の拡大目標（平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度）の未達成、司法試験の合格率の低迷、法曹資格取得者の就職困難等を背景に、法科大学院の適性試験の志願者や法科大学院の入学志願者が年々減少していることなどから、制度導入時の理念の実現に懸念が示され、制度の抜本的見直しの必要性が指摘されています。

法科大学院の全国での入学志願者数は、制度が発足した平成16年度は延べ72,800人でしたが、減少傾向にあり、22年度は延べ24,014人に減りました。本学法科大学院への入学志願者も減少傾向を免れませんが、22年度で1940名の志願者があり、全国的な志願者数に占める割合は全国で最多を争っています。全国で、平成22年の司法試験の合格者数は2,133人（うち新司法試験合格者数は2,074人）であり、新司法試験合格率（合格者数÷受験者数）は、平成22年は過去最低の25.4%（既修者37.2%，未修者17.3%）となりました。平成22年において、本学法科大学院の新司法試験合格者数は189名、同合格率は43.05%（既修者50.32%，未修者25.95%）であり、全国平均を大きく上回り、数・率ともに、全国有数のトップレベルにあります。

文科省は、平成22年3月に、教育成果が低迷する法科大学院に対して、組織見直しを促進するための公的支援の見直しを公表しました。これにより、平成23年の新司法試験結果と同年度に実施される入学者選抜結果によって公的支援

の見直しが断行されることになり、成果が低迷している法科大学院のみならず、指標に該当しない法科大学院でも、新司法試験結果と入学者選抜（志願者獲得）結果の向上に向けて、懸命の努力を重ねています。本学法科大学院は、公的支援見直し対象となる指標に該当しないことはもちろんですが、かといって、相対的に良好な成果に胡座をかくことは決して許されません。これまでの実績に対する国内はもちろん海外からの評価を今後も維持し、日本を代表するロースクールとしての責務と役割を果たしていくなければなりません。以下、そのための改革を紹介します。

■教育の質の向上と入学者選抜の改善

本学法科大学院では、創設以来これまでの経験と実績を検証し、前回受審の認証評価結果や自己点検結果を踏まえて、今回の設置基準改正と認証評価基準改訂を契機に、形式に終わらない実質的な効果を獲得するべく、専門職大学院学則および法科大学院教育課程（カリキュラム）の改正を行い、平成23年4月から実施しています。その主たる目的を、未修入学者向けの教育の改善・充実に置き、改正設置基準で許容される6単位増の枠のうち3単位増を利用して、実務家教授が担当する1年次配当科目「生活紛争と法」を法律基本科目の必修科目とするとともに、1年次に「基礎事案研究」を選択科目に配して文書作成技能をも訓練することとするなど、まさに「実地応用の素を養う」との建学の精神に立脚しつつ、画期的な改正を行うものです。

本学法科大学院は、法学未修者への教育改善・充実を進めて効果的な少人数教育を実施するため、入学定員の一部見直しを行い、入学定員を300名（法学未修者100名、法学既修者200名）から270名（法学未修者70名、法学既修者200名）へ変更しました。法学既修者に比べれば低めの合格率にとどまる法学未修者の教育環境を整え、さらに質の高い法曹養成機関としての役割を担っていく姿勢を内外に示すものであり、カリキュラム改正と一体となった改革です。これに伴い、既に実施している1年次から2年次への進級判定基準をより厳格化して、1年次への原級留置

きの学生の数が増加しても、1クラスの学生数を適正規模に維持できることにしました。

法科大学院の入学者選抜の方式には、制度創設以来、全国的に見て、法学未修者と法学既修者との別口選抜方式と、一括選抜後の内部振分方式とがあり、本学が率先して採用してきた別口選抜方式の方が優秀な法学既修者を獲得して好成果を生んできたことから、制度間競争において相対的に優位であることが実証されました。そこで、多様な人材を迎える理念に拘泥した内部振分方式を実施してきた国公・私立の有力大学では、最近、入学者選抜を別口選抜方式へと変更する傾向にあります。とくに、九州大学や名古屋大学などの国立大学に続いて、早稲田大学法科大学院が入学者選抜方式を大きく変更したこと、全国の法科大学院志願者動向や入学手続き状況に大きな変動を生じさせています。

これまで、全国トップクラスの志願者数と優秀者層の高い入学手続き率を誇ってきた中央大学法科大学院は、実績と改革を懸命に広報しながら、他大学の改革の影響を排して優位性を維持する努力を続けていますが、予断は許されません。弛まぬ入学者選抜の改革の継続とともに、競争的優位を維持する戦略的広報活動が今後も不可欠です。本学法科大学院では、2010年度入学者選抜から、改革を実施しています。旧司法試験への挑戦という法学部生の勉学へのインセンティブが法科大学院入試への変換で低下してはなりません。今後も、法学部でどれだけ基礎をしっかりと学んでいるかが法科大学院課程の学修成果を大きく左右することは疑いがありません。中央大学法科大学院の既修者判定の高度な内容は、法学部生への叱咤激励であり、法学部教育の水準の維持をはかる上でも重要な意味を有するものと考えています。また、未修者の選抜では、多様なバックグラウンドを持った受験生に対し入学の機会を広げるため、外国語運用能力にも注目しつつ、審査の対象となる書類や記入項目を、受験生が持つ実績や経験をより表現しやすい様式に改め、面接時間も長くしました。幸いにも、これらの改革は社会的にも支持され、一定数の志願者を獲得し、また、本学の

学部出身者の合格者数が増えつつあることは心強いことです。

■後継者養成と法曹継続教育への取り組み

全国的に法科大学院制度が実施されてから、大学や大学院で法学の教育研究の将来を担う人材の養成が大きな課題になっています。とくに学術研究に従事して高度な教育課程を担当するためには、一定の期間に基礎研究や語学力の鍛錬する必要があり、従来の助手制度や大学院博士後期課程をもっと活用することが望まれますが、法科大学院修了生のはほとんどは法曹への道を歩み、研究者への道を歩む者は皆無です。せっかく、従来の博士後期課程への進学に配慮する制度設計を工夫しても、志願者がほとんど現れません。有力な大学ほど、今、法科大学院修了生から研究者・教員を養成することが求められています。中央大学は、これまで全国の大学に多くの研究者と教員を輩出してきました。法学関係を見る限りでは、全国各地の大学に所属する中央大学出身の法学部長・教務部長や法務研究科長が数多くおられ、それの方々から、研究者教員を中大出身者から迎え入れたいとの嬉しい申し出が度々寄せられています。中央大学で後継者養成に当たっている教員は、こうした要請に応える役割を担わなければなりませんが、必ずしも十分な態勢がとれているとは言えません。

中央大学法科大学院では、自らの教員組織の後継者養成の必要性はもちろん、こうした全国からの要請にも応えるべく、法学部や法学研究科と連携しつつ、改革を進めなければなりません。中央大学法科大学院では、まず、法科大学院修了で新司法試験合格者から任期制助教を迎える制度を導入して、2011年度からの採用を開始しました。今後は、博士後期課程を活用した後継者養成に向けた本格的な取り組みも必要であると考えています。

他方で、法曹に求められる知識や技能のレベルは年々高まっており、とりわけ先端分野における高度専門能力の修得・向上は、すでに法曹資格を得て活躍中の者にとって必要なものとなってきています。すでに、1000名近くの法曹有資

格者を輩出してきた本学法科大学院には、本学はもちろん他大学の修了生等からも、さらに高度な研究や訓練を求める声が寄せられています。

幸いにして、豊富な研究業績や社会で有数の法曹経験を積んだ教授陣が多数存在する中央大学大学院法務研究科においては、法科大学院たる法務専攻（専門職学位課程）に加えて、例えば、法科学専攻（独立博士後期課程）のような組織を設ければ、こうした要請に応えられるでしょう。世界のトップ・ロースクールでは、JD（法務博士課程）に加えて、その上に、JSD（法科学博士課程）を設けていますが、日本でも早晚こうした課程が生まれるでしょうから、本学がその嚆矢となる期待が大きいことを自覚しなければならないと思います。法曹の継続教育という観点では、すでにロースクール・アカデミーを設けて、各種専門講座を開講しているところであり、その経験を踏まえて、既存の大学院組織との調整を図りながら、社会に要請と期待に応える改革を進めたいと思います。

■外国法曹資格取得支援・国際法曹養成と海外ロースクールとの交流

日本の法科大学院制度の運用において特に注意すべき事項のひとつは、国際的に活躍できる法曹をどのように養成するかという観点です。なぜなら、わが国では、法科大学院設置基準や認証評価基準において（それらは最低限の基準であるから）、こうした観点は明記されておらず、各大学院の自主性に委ねてしまっているからです。

諸外国では、国内の需要のみならず国際的な需要に応じて、高度専門職業人を養成する傾向を強めており、法曹養成においても例外ではありません。日本にやや遅れてロースクール制度を導入した韓国では、法科大学院教育課程で国際性の養成を必須として、国外のロースクールとの交流や国際的取り組みを設置基準や認証評価基準で義務づけ、法曹の活躍する舞台として東アジアはもとより世界を視野に入れています。空港や港湾の建設でも東アジアのハブ化を戦略としているお国柄だと言って看過することはできません。ヨーロッパでも、EC域内では、ど

の国で法曹資格を取得したかは、さほど問題ではなくなりつつあり、むしろ、どれだけ広く国際的に活躍できる能力を鍛えたかが重要だと言われています。経済発展がめざましい中国でも、各法学院での国際化の進展は、そこを訪問して体験してみると予想を遙かに上回っていることに気がつきます。

日本では、法科大学院は国内の法曹資格取得が目的だから国際化とは無縁だろうなどと言う声を聞くことがあります、寂しい限りです。日本では、外国法曹資格で活動できる範囲を限って日本の法曹資格を保護していますが、年々強まる外国法事務弁護士制度の拡充要請に抗してばかりいるのではなく、日本の法曹資格をもってアジアで世界で活躍できる人材を養成することを目指さなければならぬ時代が、もう到来していると言えます。

だからといって、日本のすべての法科大学院が国際化に取り組むことは、おそらく無理でしょう。しかし、有力な法科大学院では、すでに自覚して、着々と改革と具体的取り組みを進めています。中央大学が英吉利法律学校として創設されたとき、英国のミドルテンプルに学び日本人で初めてバリシタの資格を取得していた増島六一郎先生は、日本の法曹養成の水準を、そうせざるを得なかったにせよ、世界水準で構想しておられたことには疑いがありません。その伝統を引き継ぐ本学こそ、法曹養成に国際化の観点を据えるのに相応しいといえます。

日本でも、最近では、外国のロースクールに留学できるルートがあることが、その法科大学院の魅力の一つに見られつつあり、有力な法科大学院で取り組みが始まっています。日本の法科大学院に在籍するか、そこを修了して、さらに、外国のロースクールに留学し、留学先の国の法曹資格を取得できるのであれば、これほど魅力的なことはありません。多くの優秀で志の高い若者を迎えるためには、外国のロースクールとの交換留学や外国法曹資格取得を支援できる態勢の構築を、本学法科大学院でも急がなければなりません。そのためには、互恵関係構築のため、外国のロースクールからの留学生を迎える態勢、例えば、英語により日本法

を教授する授業科目を一定数設置することや、そのための教員の確保、施設の国際化等の整備が必要です。有り難いことに、すでに、欧米やアジアの国々の有力・有名なロースクールから、中央大学法科大学院を名指しで、学生交換等や留学生受入のオファーが寄せられています。法科大学院制度のもとで国際的プレゼンスを高めつつある本学で、この好機をどのように活用するか、全学的な国際戦略とも連携しつつ、できるだけ早い時期に具体策を実施したいと思います。

■法曹養成への全学的取り組みへの期待

旧司法試験の実施が終了し、法曹への道が主に法科大学院と新司法試験合格のルートとなり、今年から、予備試験合格と新司法試験合格のルートが例外的に加わります。付属中学や付属高校からの法曹への志や意識の形成、学部時代のしっかりとした基礎づくり、そして法科大学院での専門的学修といった法学学修のプロセスを、切れ目なく支援する仕組みが、教学と法人とでしっかりと形成される必要があります。

そこでは、悲願の新棟のもとでの都心キャンパスの抜本的整備が不可欠です。

今、中央大学法科大学院は、東日本大震災に伴うさまざまな困難を乗り越え、確固たる志をもって法曹を目指す人達を、強く暖かく支援しています。

そして、これからも、タフな法曹を、ハートフル・メソッドにより、数多く養成していきたいと思います。引き続き、中大法曹会の皆さまより、物心両面でご支援を賜りますことを重ねてお願い申し上げます。

3.11以降の法学教育

中央大学法学部長

◆ 橋本基弘



平素中央大学法学部の教育にお力添えを賜り誠にありがとうございます。歴史的な国難とも称される今回の震災で被災された会員の皆様もいらっしゃるかと存じます。法学部としても心からお見舞いを申し上げます。

東北関東大震災は私たちに大きな衝撃を与えました。まず、自然が猛威をふるったとき私たちはいかに小さな存在であるのか思い知らされました。どれほど高い防波堤を設置しようとも、どれほど堅固な水門を設置しようとも、自然の力はいとも簡単に人力を乗り越えてしまいます。自然の前では人間は必ず敗北すべき運命であることを思い知らされたこと、逆から言えば、自然に対しては常に謙虚な姿勢で臨まなければならぬことを教えられている気がしてなりません。

次に、人間が自ら作り出したしくみに対しても人間のコントロールが及ばなくなることに衝撃を受けました。今もなお、原発事故の現場では多くの人が暴れ出した人造物と格闘をしています。その勇気と志の高さはどのような賞賛の言葉も足りないくらいです。一方で、人間のために作り出した装置が人間に牙をむいている。この事実に多くの国民は衝撃を受けているのではないでしょうか

国家は、危機管理の仕組みです。「水を治むる者は国を治むる」とは国家の成り立ちをよく表しています（どれほど規制緩和や地方分権が進んでも治水事業を国は手放しませんでした）。そのしくみが、まさに水によって無に帰してしまった。皮肉と言うにはあまりに悲劇的な状況を私たちは毎日目にしています。生命は海から生まれ、水から糧を得て維持されてきました。

地球は水にあふれ、水によってそのシステムを保ってきました。しかし、その水は私たちの生命や、生活、そして未来すら飲み尽くしてしまう。私たちは、そのような危険と隣り合わせで生きてきた。改めてこの事実を思い知らされたのです。

このような事実に直面して、大学教育は3.11と否応なく向き合うことになります。文明に対する衝撃という点で3.11は9.11以上であると言われます。3.11以降、人間と自然、文明の関係を根本から問い合わせる必要に私たちは迫られています。法学部といえどもこの要請からは無縁ではありません。人間存在の小ささ、無力さを知ること、絶対的な専門知識などあり得ないという事実を知ること、つまり謙虚であることを教えることが求められているともいえましょう。

一方で、新しい国家や社会のあり方を考える必要にも迫られています。対症療法や小手先の問題解決では対応できません。根本的な哲学が求められています。言うなれば社会のあり方を根本から変えていく思想が求められています。

昨年、わが国ではマイケル・サンデルハーバード大学教授の『白熱教室』が放映され、高い視聴率を得ました。同教授の翻訳書も多くの読者に読まれたようです。一方、『もしも高校野球のマネージャーがドラッカーの「マネジメント」を読んだら』（岩崎夏海著）のヒットをきっかけにして、ピーター・ドラッカー教授の著書も広い層に読まれています。では、このことは何を意味するのでしょうか。マイケル・サンデル教授は「コミュニタリアニズム」という思想的立場を表明しています。これは個人に究極的な価値を置くリベラリズムとも、あるいは国家や

社会に究極的な価値を置く全体主義とも袂を分かつ立場です。個人は社会との関係において成長する、社会の中における個人、社会という負荷を負った個人こそが個人のありようなのだというのがコミュニタリアニズムに共通した立場であると言えましょう。共同体の中にある個人と個人とのつながりや社会の絆こそ大事だと考えるのです。

一方、ドラッカーは人間の組織がその目的に對して適切に機能する目的論としてマネジメントを定義します。ドラッカーは「マネジメントは専制に代わるものだ」と述べています。人間の組織が自律的に働くためにはマネジメントが必要だというのです。

サンデルブームとドラッカーブーム。この現象が表すものは何でしょうか。それは、人間社会への関心、つまり、連帯や人と人のつながり、組織と一人ひとりとのつながりへの関心なのでないかと私は考えています。悲劇的大災害に遭遇しても日本人は他者との調和を重んじて避難所で生活をしている。被災者同士が食事を分け合って支え合っている。この協調行動はどこから来ているのだろう。「人間は我欲の固まり」なのでは決してなくて、「共通の善」を求め連帯を作り上げていく生き物なのではないか。このような疑問が両者のブームを生んだのではないかと考えているのです。そして、行く末が見えない日本の復興はここにかかっているのではないかとさえ思います。

21世紀の世界に対して日本が発信するものがあるとすれば、災害の中にあっても人と人とのつながりを重んじる生き方や哲学なのではないでしょうか。ドラッカーは「マネジメントは現代人の教養である」と述べています。もし、わが国の復興に中大法学部がなにがしかの貢献をなしえるのなら、この視点を落とすことはできません。

新入生を前にして、私は「誰かのため、何かのために学んでほしい」と述べました。大学で学んだことを世の中をよくするために用いること、これが実学の精神ではないかと考えています。法曹となって社会正義の実現に携わる者、公務や民間企業で社会の発展に貢献する者、中

央大学法学部はそういう人材をこれからも育てていきたいと思います。そのことが日本の復興に寄与することなのではないかと考えるのであります。今後とも変わらぬご支援を賜れましたら幸いに存じます。



阿部三郎先生を偲んで

第6期 元判事・弁護士

◆ 新海 順次



1 阿部三郎先生の経歴

阿部三郎先生は、平成22年9月8日逝去された。享年84歳であった。

先生は大正15年7月、宮城県牡鹿郡女川町に生まれ、昭和18年12月石巻市立商業学校を卒業後、昭和19年4月中央大学専門部経済科に入学したが、戦局は悪化の一途を辿り、学徒動員で鶴見の軍需工場に、翌昭和20年5月には、陸軍初年兵として、山砲の部隊に配属され兵役につかれているが、間もなく無条件降伏という歴史上経験のない終戦という事態を迎えていた。

戦後における先生の学生生活は、容易ではなかったものと推測されるが、幼少の頃からの夢であった弁護士の道を目指し、中央大学の法学部に入学し、本格的に法律の勉強を始め、卒業の翌年である昭和26年に司法試験に合格している。

2 阿部先生との出会い

私と阿部先生との出会いは、昭和27年の春、第6期修習のクラスメイトとして、四谷の司法研修所で前期修習に入った時に溯る。

阿部先生は、昭和29年研修所卒業と同時に、在野法曹の道を、私は裁判官の道を選び、40数年の歳月が流れた後になって、平成11年の春以来、阿部事務所の一員に加えて頂き、11年有余勤めるようになったことは、今になつてみると、不思議なご縁があったものと思わざるを得ない。

3 先生の業績

阿部先生の在野法曹としての生涯は、基本的人権の擁護と社会正義の実現に専念したといいう一語に尽きるが、その足跡を辿ると、単なる概念法学の域に止まらず、法はいかにあるべきかという視点に立って、多彩な活躍と

残された業績の数々には、圧倒されるものが
ある。

恩師の堂野達也先生と同様に、東弁の会長、
日弁連の会長、中央大学の理事長という要職
を務め、それぞれ多くの業績を残されてきた
ことは、万人の認めるところである。

殊に、先生のオウム真理教の破産管財人として、12年にもわたるご苦労と傑出した成果
を残されたことは、先生にして初めてなし得
たものであると言っても過言ではないであろ
う。

平成元年11月の坂本弁護士一家殺害事件、
平成6年の松本サリン事件、平成7年2月の
目黒公証人役場事務長の拉致事件に次いで、
3月20日に地下鉄サリン事件が起きている。

平成7年12月、被害者からオウム真理教に
対する破産申立がなされ、その破産管財人として、先生に白羽の矢が立ったのは、先生の
経験並びに坂本弁護士一家が姿を消してから、
その消息不明の状態に着目し、その救出を願って熱心に活動されたことなどからすると、当然の成り行きであったと思われる。

管財事務所の確保、当面の破産管財業務の
費用をどうするのか、全国的に存在する多数
のオウム真理教施設の撤去のためには、莫大
な費用の負担が予想され、破産財団の確保ど
ころか却って莫大な赤字になる可能性が考
えられる。信者の退去、明け渡しの作業を円滑
にすすめられるか等困難な問題が想起される。

しかし、短期間のうちに先生の迅速・的確
な行動力が発揮されてゆく。

平成8年3月28日破産宣告決定のなされた
日の午後には、亀戸の新東京総本部に赴き、
破産管財人の占有管理下におくことを告知、
封印等の業務を開始し、3ヶ月位の間に、強
力な弁護士らの協力を得て、山梨県の上九一
色村の施設を始め、全国的に存在した多くの
施設を、その占有管理下に置き、その後、信
者に対する退去勧告、施設の撤去作業等が実
現されている。その間、施設の撤去費用を国
の負担で処理できるように関係機関と協議し、
実現していること、被害者たる債権者に対する
配当率を高めるために、当時、研修所のク

ラスメイトで松永光議員が衆議院予算委員会
の委員長をしていたことから、同議員に相談
し、その助言もあって、多くの国会議員に働きかけ、その理解を得て「オウム真理教に係
る破産手続における国の債権に関する特例に
関する法律」という特別立法まで制定して
いる、更に、平成12年には、「特定破産法人
の破産財団に属するべき財産の回復に関する
特別措置法」も成立している。

平成20年12月には先生の念願していた「オ
ウム真理教犯罪被害者等を救済するための給
付金の支給に関する法律」も成立している。

それら特別立法を成立させ得たのは、先生
が東京弁護士会に入会した若い時代から、人
権擁護委員会に所属し、さまざまな経験を積
み重ねてきたことが大きな力となっていたこ
とによるものと思われる。人権擁護にかける
崇高な情念と長年にわたる実務経験が基礎に
あって、特別立法を次々と成立させたその実
行力には、余人の追随を許さないものがある。

4 中央大学理事長

平成11年5月に、母校中央大学の理事長に
推薦され就任し、以後、2期6年間にわたり
重責を務められている。

先生の生家には、「温故而知新 可以為師
矣」という扁額が飾られている。この言葉は、
母校の英吉利法律学校として創立された原点
に溯り、その歴史的な資料を収集、分析し、
現在、何をなすべきかというテーマを模索し、
整理していく手法、先生の着眼点の良さと、
優れた方向性、卓越した実行力の支柱になっ
ているものと思われる。

「21世紀に向けての本学の総合的な改革に
関する理事会基本方針」を定め、中央大学を
世界においても存在感のある大学にしよう
う目標が示されている。

125周年記念事業を企画し、ロースクール、
市ヶ谷キャンパス、多摩学生生活関連棟Cス
クエア、後楽園新キャンパス3号館整備棟の
事業を着実に実行していった先生の業績は、
高い評価を受けることは間違いないであろう。

平成22年11月13日の中央大学創立125周年

記念式典に先生の姿をみることができなかつたことは、誠に残念なことであった。

5 事務所旅行

先生は、オウム真理教の管財人として業務が残っている段階で中央大学理事長の重責を受け、事務所にも弁護団を組む大型の事件が継続するなど、この10年の忙しさは想像の限りではなく、オーバー気味ではないかと思っていた。

先生の唯一の息抜きは、事務所旅行ではなかっただろうか。

特に、オホーツクの海を渡り、利尻岳の島影や、礼文島にも渡り孰盛草に触れたときなどの感動は忘れ難い。

そのほかラベンダーの広がる富良野の原野、金色に輝く中尊寺、能登、輪島の青い海、兼六園、金沢城の散策、満緑の永平寺、福井の丸岡城など、想い出は尽きない。

6 先生の葬儀

平成22年9月12日、13日お通夜と本葬が地元の駒込葬祭場で多くの弔問の人見守られながら、しめやかに行われたが、母校中央大学や顧問先の方々のご協力もあって、10月14日青山の葬祭場でお別れ会が催され、600名を優に越す弔問客に囲まれ、弁護士会、政財界、大学関係からの弔辞を戴き、先生を送るに相応しい盛大な葬儀が行われた。

友人代表として、修習生時代のクラスメイトである元通産大臣松永光先生が「阿部先生のスケールの偉大な活躍振りを称えながら、少し旅立つのが早いのではないか」という言葉が加えられた。胸を打つものがあった。

阿部三郎先生は、昨年4月18日に体調を崩されて入院した。

途中からリハビリの専門病院に転院し、機能回復のための治療行為を受けていたが、その後の経過も良く、近く自宅療養に切り換える予定と伺っており、いずれ職場に復帰されるものと確信していた。

9月8日、晴天の霹靂のような知らせがあった。阿部先生が1時間程前に亡くなられたと

いうのである。

阿部事務所の一員として、11年有余の期間、少しオーバーワークではないかと心配するほど東奔西走、先頃まで過密なスケジュールを自ら設定し、精力的にこなしていた姿に接していただけに、全く信じ難い知らせであった。未だに、旅立ちが早過ぎるという想いが残っている。

今はただ、先生の御遺徳を偲び、ひたすらご冥福を祈るほかはない。安らかにお休み下さい。

中央大学法曹会、今に連なる来し方・行く方 ～大高満範先生にうかがう



中央大学法曹会・顧問

大高満範

聞き手：広報委員

川崎直人



事務局次長

秋定和宏



(平成22年12月16日)

川崎：大高先生、本日は、お忙しい中ありがとうございます。

本日は、中央大学法曹会の過去・現在・未来というテーマで大高先生のお話を伺いたいと思います。そうは申しましても、中大法曹会の歴史はとても長いと思いますので、中大法曹会の過去のうちでも、現在につながるような過去ということでお話を伺いたいと思います。

まずは、大高先生と中大法曹会との関わりからお話を伺いできますでしょうか。

■中央大学法曹会への関わり

大高：ご承知のとおり、中央大学法曹会は、昭和26年に設立され、中央大学出身の法曹三者を構成員として様々な活動をしています。中央大学には、中央大学卒業生を構成員とする大きな組織として中央大学学員会があり、中央大学法曹会は学員会の支部という位置付け

になります。

私は、元々は弁護士会の活動を中心にしていましたが、平成4年頃から徐々に中大法曹会の方にも軸足を傾けていきました。

具体的には、私が所属している学研連、つまり学術研究団体の一つである玉成会を中心として学研連に関する活動を始め、さらに、中大法曹会の活動をするようになりました。

中大法曹会への活動の最初は、「炎の棟」の建設の頃だったかと思います。相当長い期間にわたり議論を尽くした記憶があります。当時は、司法試験の合格者数という面で、中央大学は低迷期にありました。その頃に、私も中大法曹会に積極的に参加するようになつたのです。また、その後の中央大学法科大学院設立の際には、事務局長という立場でバックアップをいたしました。そして、平成17年度及び18年度に、中央大学法曹会の幹事長を務めました。

■法職講座、炎の塔と中大法曹会

川崎：旧司法試験と中大法曹会との関わりについてお伺いしますが、今、大高先生がおっしゃられたように、従前、中央大学は旧司法試験のトップだったのですが、その後、司法試験予備校ができ、また、大学の多摩への移転の関係もあるのかもしれません、司法試験合格者も徐々に減ってきたという状況にあったと思います。

そんな中で、平成11年に法職講座の改革が行われ、それが現在の法科大学院にもつながっているのではないかと思います。これらに対する中大法曹会の関わりについてお伺いできますでしょうか。

大高：そもそもは、法職講座ができる前提についても、中大法曹会の全面的な協力がありました。それと学研連の協力ですね。2000万円くらいの予算付けをするときに、私も強いネゴシエーションをしながらですが、ご協力を申し上げました。その時は、当時の中桜会幹事長柳澤義信先生（一弁）と一緒に協力してテコ入れをして、今の法職講座ができました。当時は、大学の外郭団体である学研連も力が若干弱まっていた頃でした。しかしながら、私たちの努力により、大学も学研連に随分と協力するようになったという面があると思います。

川崎：今お話をあった2000万円というのは大学の予算のことでしょうか。

大高：そうです。大学の予算を法職講座に振り分けるという意味です。予算を振り分けるにあたっては、もちろん、私たちだけではなく、他の中央大学の理事の方々も大変骨を折って下さいました。

川崎：学研連の力も弱まり、大学としても協力しなければならないという背景から、学研連と大学との協力関係が築かれたのでしょうか。

大高：もちろん、大学としても、法職講座を運営するといっても、中大法曹会や学研連の力がなければ、チューターや講師を集めることもなかなか難しいですからね。そういう意味で、中大法曹会は、予算面だけではなく人的協力も果たしたと思います。

川崎：そういう財政面、人的協力というバックアップにより、司法試験においても成果が上がるようになったということでしょうか。

大高：そのとおりです。そのような成果が現在の中央大学法科大学院にも結びつき、新司法試験も1年目でトップを奪還できたのだと思います。

川崎：今、大高先生のお話にも出てきた法科大学院についてですが、法職講座の枠組がもともと存在していたという点にも良い側面があるように思います。

大高：そのとおりですね。法職講座が存在していたことは、時代的にも中央大学の司法試験にとって良かったと思います。

川崎：先ほど大高先生からお話をありました、もう一つの「炎の塔」についてはいかがでしょうか。

大高：ご承知のとおり、中央大学が駿河台にあったときは、それぞれの研究室が、個々の場所で勉強していたのですが、だんだんと色々なところへ移転を求められ、さらに多摩に大学が移転したときは、学研連としても、あまり居心地が良くない面もあったのです。そこで、大学の協力も得なければなりませんが、自分たちの力、つまり中大法曹会の力でやろうではないかという方向性が実ったのが「炎の塔」です。

川崎：資金的なバックアップもかなりしたのですか。

大高：目標は11億円でしたが、そのほとんどは中大法曹からの寄付でまかなったという理解でも良いのではないかと思います。

■法学部授業と中大法曹会

川崎：中大法学部との関係では、法学部の授業として、法曹論や司法演習であるとか法曹演習などがありますが、確か平成5年からだったように記憶しています。

大高：はい。中大法曹会も中央大学を強化しなければならないと思っておりましたし、大学側からも中大法曹会に講師を推薦してほしいという協力の依頼がありました。

そこで、法曹が講師を務める法曹論や司法

演習・法曹演習といった授業が始まったのです。最高裁判事であった才口千晴先生も法曹論を担当され、学生からの人気も高かったようです。内容的にはもちろんですが、学生の士気を高めるという意味でも、効果があったと思います。

川崎：私も司法演習を担当していましたので、良くわかります。

講師になるという人が非常に少ないこともあったのですが、中大法曹会も、よくこれだけの人材を提供できたと思います。

大高：我々中大法曹会も、十分に貢献したと思います。

川崎：あれだけの講師の人数を集められるというのは、中大法曹会や学研連の人同士のつながりという面があるのでしょうか。

大高：そうですね。炎の塔のときもそうですが、やはり人同士のつながりという面は大きいのではないでしょうか。中央大学は、法曹同士のつながりも、結束力も、とても強いものがあると思います。

川崎：私もそのような中大法曹会のつながりや結束力の強さ、そしてきめ細やかなところが法科大学院のいい面に結びついているのではないかと思います。

大高：他大学から中大法科大学院に入学した方々も、みんな喜んでいますね。

川崎：皆さん中大出身法曹のつながりの深さと学生に対する真摯さに驚かれてますね。

大高：中央大学の建学の理念もある実学と、もう一つ家族的誼というものがあるのですが、これがいい影響を与えていたのだと思います。

■法廷傍聴会と中大法曹会

川崎：ほかに、法廷傍聴会も行われていますが、これも平成5年くらいからですか。

大高：なかなか成果が上がっており、大学側も喜んでいると聞いています。

川崎：私も引率を担当したことがありますが、当時は、先に刑事手続の概略を説明し、その後に法廷を傍聴し、質疑応答の時間を設けていましたね。

大高：あの法廷傍聴会はいい企画ですね。法廷傍聴会は今も続いているのですよね。

秋定：はい、現在も続いており、多くの学生が参加しています。

川崎：お昼ご飯も用意しているのですよね（笑）。

大高：他にも、中大法曹会では、法科大学院の学生を東京會館に招いて毎年2月に大きな実務家との懇親会を開いていましたね。繰り返しになりますが、そういう点が中大法曹の良さだと思います。他大学から中大法科大学院に入学した大学院生も喜んでいましたね。

■法科大学院エクスターンシップと中大法曹会

川崎：次に、今、大高先生からお話をありました現在の法科大学院との関わりということについてお伺いします。まずは、エクスターンシップの受け入れ先法律事務所については、かなり尽力されたようですね。

大高：当時は、確かに第一東京弁護士会の松家先生が幹事長の頃、そのときは、本当に年末の忙しい時期でしたが、300人くらいの人材を集め、それを整理されて、今日の体制を作られました。これも他大学ロースクールではなかなかできないことだと思います。

川崎：しかも受け入れ先は、対価をもらっていないのですよね。

大高：そうなのです。

秋定：エクスターンシップの受け入れ先は、中大法曹会の先生方なのですよね。

大高：全部中大法曹会が基盤になっているといつて良いでしょう。学研連はもちろん、学研連に属していない先生もご協力いただいているます。大変な奉仕だと思います。

■奨学金と中大法曹会

川崎：最近の話ですと、法科大学院卒業後の学生に対する奨学金の話がありますね。確かに一人あたり30万円で、20名程度だったと思います。この奨学金というのは、法科大学院を卒業すると奨学金が出なくなることから、卒業から司法試験までの間、つまり本当に必要な時期に、貸与ではなく給付という形で奨学

金を出していますね。

大高：亡くなられた中津靖夫先生が中大法曹会の幹事長のときに一生懸命努力され、これを一弁の奈良道博幹事長のときに実現したように記憶しています。やはり長い間の企画がようやく実りましたね。これも他大学にない制度だと思います。

川崎：この奨学金制度は、寄付で成り立っていましたね。

大高：そうです。まさに寄付で成り立っています。

川崎：ただ、法科大学院の卒業生は毎年いますから、そうすると、寄付も毎年集めないと成り立たなくなってしまいますよね。

大高：そうです。毎年僅かながらでも継続して寄付をすることが重要で、このような奨学金制度が成り立つのも中大法曹会会員の報恩感謝の気持ちがあるからこそと思います。やはり中央大学卒業生には、大学に対する報恩感謝の気持ちがありますよね。

川崎：この奨学金を受けた人の司法試験合格率は非常に高いと聞いています。

大高：相当の成果を上げていますし、この奨学金を受けた人たちも喜んでいます。

■就職支援と中大法曹会

川崎：昨年10月か11月頃だったように記憶していますが、私の事務所にも届いたファクシミリで、中央大学法曹会が司法修習生に対する就職の紹介がありました。この趣旨や組織というものはどのようなものでしょうか。

大高：これも中津先生の時代から徐々に企画してようやく実現したものです。

ご承知のとおり、いわゆる法曹人口論とも関連しているのですが、司法試験合格後の就職が非常に厳しいということから、中央大学の実をあげようとして始めたもので、一定の成果が上がっていると聞いています。

川崎：この修習生に対する就職斡旋や紹介の話は、単に就職の話だけでなく、もう少し踏み込んだものと聞いています。

大高：そうです。受け入れられる事務所のリストを作り、修習生一人一人にマッチするとこ

ろを紹介し、それがうまくまとまっていると聞いています。きめの細かい紹介ですので、その人その人にあった紹介をしていると思います。もちろん東京だけでなく、全国の中大法曹会の先生からご協力をいただいている。

川崎：就職希望者のリストを作る際には、面接などもしているのですか。

秋定：中大法曹会の進路指導対策委員会が中心となって、今の制度が運営されています。

委員会では、委員会の中に数個の部会を作り、その部会長に就職希望者を割り当てる形で運営しています。その際には、司法修習生の作成した履歴書ももちろん見て必要に応じて添削などをした上で、ほとんどの場合に直接面談を行うということを基本に据えています。

大高：そういうところ、つまり責任を持って人を推薦するというところが中大法曹会ならではだと思います。

川崎：単なる書類だけではないですね。

大高：そのとおりです。司法修習生を委員会の事務局長の先生に紹介すると、面談をしてくればきっちりと就職に至っています。

川崎：司法修習生にも、中大法曹会に相談すればいいということが、周知されつつあるのではないかでしょうか。

就職の支援を受けることのできる司法修習生は、中大法科大学院出身者に限るのでしょうか。

大高：いいえ、中央大学を卒業した司法修習生であると、中央大学法科大学院を卒業した司法修習生であるとを問わず運営しています。

ところで、中大法科大学院出身者も第1回生から同窓会づくりをしているところですが、われわれ歴代中大法曹会幹事長も、中大法曹会の会員の裾野を広げていこうと考え、その結果、他大学卒業生も中大法曹会に入っています。私も、法科大学院同窓会にお招きいただき出席しました。

■法科大学院同窓会・教員と中大法曹会

川崎：中大法科大学院同窓会と中大法曹会の関わりもあるのですね。

大高：中央大学法科大学院の同窓会には、私を含め中大法曹会の幹事長を中心に呼ばれて参加して、大いに皆さんと懇親しています。

ご承知のとおり、中央大学を卒業して中央大学以外の法科大学院に行った人についても、是非とも中大法曹会に参加して欲しいと思っています。他大学ロースクール卒業生の司法試験合格祝賀会も、開催しました。中大法曹会は、他大学ロースクール出身者だからといって区別せず、すべて仲間であるという前提で運営されている組織なのです。

川崎：先ほど、ロースクール生との懇親会のお話が出ましたが、対象は中央大学法科大学院生全員ですか。

大高：はい、全員です。2月が時期的に良いということでしたので、私も最初のときにシャンパンを随分寄付して喜んでもらいました（笑）。中央大学法科大学院は家族的に温かい法科大学院だと他のロースクール出身者も言ってくれています。

川崎：中大法科大学院への教員の派遣についてはどうでしょうか。

大高：はい、継続的に中大法曹会として派遣しています。当初から法科大学院側もどのような人を教員にするかという点について、中大法曹会にも声をかけて、中大法曹会の意見も相当程度考慮していたと思います。

川崎：中大法科大学院の実務講師などもそうですね。

大高：そうです。

今は、若手の弁護士も随分法科大学院のお手伝いをしているのですよね。

秋定：実務講師は、授業の手伝いや未習者のフォローをしたりしています。最近では、中大法科大学院卒業生もかなりの人数が実務講師として活動しているらしいです。

大高：若い合格者が後進を指導するというのは、学研連の培ってきた方式といって良いと思いますね。

川崎：やはりそのような講師を依頼するにしても、土台として中大法曹会の果たした役割は大きいということでしょうか。

大高：そのとおりだと思います。

やはり中大法曹には、そういう協力が求められているのではないでしょうか。法務研究科長もそのような認識でいらっしゃるのではないかと思います。

■中大法曹会の将来

川崎：次に、中大法曹会の将来についてお話を伺いたいと思います。

やはり、これだけ法曹の人口が増えてきて、色々な問題が散見されるところですが、その中で中大法曹会が目指すべき方向性についてお聞かせ願えますでしょうか。

大高：中央大学も昨年125周年を迎えた。

中大法曹会に所属していらっしゃる皆さんも、連帯意識をもって、また、中大法曹であることに誇りを持って、色々な意味での絆、連携を深くするということを心していただきたいと思っています。

全国の中大法曹が結束をするということが重要だと思います。確かに中大法曹会は東京中心という面があったのですが、私たちは、やはり全国の声を集約する必要があるということで、各高裁管内を皮切りに中大法曹会の支部を作っていました。それがようやく実現しつつあるというのが現状です。この所期の目的が達成されれば、中大法曹会も、さらに大きな結束力のある組織になると思います。

川崎：中大法曹会の支部ではどのような活動をしているのですか。

大高：支部の定期総会もありますし、中大法曹会本部からも出席し、ときには大学の先生の講演の機会もあったりします。できるだけ絆を深くしていくこうとしています。まだまだ、一緒に就いたばかりで、なかなかフォローの行き届かない面もあるでしょうが、北海道支部も会合が開かれ、北海道支部からも本部執行部に対して毎年出席して欲しいというような意見ももらっています。今年の執行部は非常に熱心に活動していると思います。

さらにいえば、仕事の面でも連携できるような関係を将来的には目指していかなければいいと思います。これは若い法曹にとっても望ましいことではないかと思います。中大法曹会

としても、仕事の紹介をするとか、色々な関係ができるのではないかと思います。このような組織を作ることができれば非常にいいと思います。ただ、中大法曹は、ギブアンドテイクというか、仕事面での付き合いについてあまり積極的でない部分があると思いますが、今後は、仕事上の付き合いも深めて行くことができればと思います。

ご承知のとおり、中央大学卒業生で組織される学員会の中には、中大法曹会、南甲俱楽部、国会白門会、体育会などの職域による支部や、卒業年次による支部もあります。そのような各支部の活動が全体的な学員会の活動につながっているという面もありますので、それぞれの支部の中だけではなく、仕事の紹介も含めた仕事上の協力体制を相互に築いていくことも重要ではないかと思っています。

川崎：法科大学院生の指導と就職支援については、現在の執行部も中心課題として進めているところですが、中大法曹会としては、仕事面での協力体制の構築が次の目標ということでしょうか。

大高：そのように相互の協力・連携関係を築くことにより学員会全体の基盤も強固になっていくと思います。

中大法曹会でも、年4回の幹事会の際に、若手法曹にもためになる講演会を開催していますので、是非若手会員にも参加して欲しい

と思っています。そうして、若手会員の方々が積極的に参加することにより、人同士の付き合いと仕事分野の拡張もあるのではないかでしょうか。

また、中大法曹会としては、隣接業種例えば、公認会計士、司法書士、社会保険労務士などの他団体とも付き合いを増やしていったら良いのではないかでしょうか。

ここ2年くらい、中大法曹会と南甲俱楽部との交流会も始まっていますが、私も協力を惜しまないつもりです。

■若手会員へのメッセージ

川崎：最後に、若手法曹、司法修習生、法科大学院生に対するメッセージがありましたらお願いします。

大高：中央大学も125周年をきっかけに、白門の誇りをもう少し高める方向での志氣を涵養していく必要があります。後輩に対しても、中大の結束を図る方向での積極的な活躍を期待しています。今まで中大は結束していますが、さらに全体の良さということを充実できればと思っています。この点については、私たち先輩にあたるもののが責任はもちろんあるのですが、若手会員の方にも是非ともご尽力いただきたいと思います。

川崎：本日は、どうもありがとうございました。



中央大学法曹会 若手会員の積極的参加を求めて

出席者：正込大輔 会員（61期）
春山修平 会員（62期）
柳井幸 会員（62期）
窪木登志子 会員（広報委員長・39期）
田瀬英俊 会員（事務局次長・50期）
秋定和宏 会員（事務局次長・54期）
鍛治美奈登 会員（事務局次長・61期）

（平成23年1月17日）

■はじめに

窪木：本日は、お忙しい中をありがとうございます。39期の窪木登志子と申します。

本日、皆さんにお集まりいただきましたのは、若手会員の皆さんが中央大学法曹会に対して何を求めるか、何をどうやって活性化していくかについて是非ざっくばらんご意見をお聞かせいただきたいと思ったからです。

と申しますのも、私個人の意見ですが、中央大学には、その歴史の長さ、活動の広さそして深さからしても、極めて多くの尊敬する先輩方がいらっしゃいますので、我々後輩、特にこれからの方々は、先輩方が築き上げてきたものを継承していくことがひとつ重要なことではないか、と思っています。

数多くの優秀な先輩方がいらっしゃるということは、明らかに素晴らしい財産であり、社会的プレゼンスとなりますので、多くの方がそれを継承するためにどのようにすればよいかです。

また研修所よりも法科大学院のクラスの方が顔もわかる、気心も知れると聞いていますので、中大ロースクール同窓を基盤として何ができるか、という視点からも、是非おうかがいしたいと思います。私は専ら聞き役です。

それではまず、皆さんに自己紹介をしていただければと思います。

■自己紹介

田瀬：50期の田瀬です。早いもので、弁護士登録から15年目になります。今は、渋谷区恵比寿で田瀬法律事務所を開設しています。昨年、弁護士を一人雇い入れまして、現在は、弁護士2名と事務局3名の合計5名体制です。

扱っている事件としては、簡単にいえば、何でもします。離婚、不法行為、賃貸借、過払い、自己破産なども扱っています。町医者的な事務所ですが、今後業務拡大を積極的に図る予定で、今年は、その試金石として、弁護士同士でコラボレートをしつつ、各弁護士及び事務所の業務拡大を図ってみたいと思っています。

秋定：54期の秋定です。私の事務所は、弁護士2名と事務局1名の合計3名体制です。扱っている事件としては、いわゆる一般民事で、そのうちでも概ね企業側の案件です。他方で、家事事件はほとんどありませんし、破産管財人は日常的に引き受けていますが、反対に破



産等の申立を含めた債務整理は多くはありません。刑事事件については、被疑者国選事件などの割り当てがあれば受けています。

鍛治：新61期の鍛治美奈登です。中央大学出身で中央大学ロースクールの出身です。曙綜合法律事務所という8名の弁護士が所属する事務所において、中大法曹会幹事長の千葉のもとで働いています。案件としては、一般民事の企業側の仕事が80%で、個人側の事件が20%です。業界としては、不動産業者、貸金業者、病院、それからIT関係の会社からの案件が多いです。

正込：新61期の正込大輔です。中央大学法学部出身で中大ロースクールを卒業しました。所属事務所は、弁護士8名の事務所に勤務しています。扱っている案件としては、企業法務的な一般民事で、顧問先が多くありますので、顧問先の対応が多くあります。刑事事件については、個人で国選事件をたまに受ける程度です。案件の特徴としては、訴訟事件ももちろんありますが、契約書のレビューであるとか、意見書の作成などが比較的多いかなという気がしています。

柳井：新62期の柳井幸です。事務所は、弁護士が5人ほどおりまして、ボスが中大出身の伊達俊二先生です。私は、ロースクールは中大で、学部は一橋出身です。中大ロースクール時代に伊達先生の授業を受けていたご縁で伊達先生の事務所に入りました。事務所の仕事としては、一般民事を幅広く扱っています。企業側もありますし、個人側の事件も、それから家事事件もあります。特色としては、件数的にはそれ程多いわけではないのですが、他の事務所に比べると、刑事事件が比較的多いように思います。このように感じる理由は、刑事事件の中でも比較的時間のかかる事件が同時並行的に複数あったりすることによるのだと思います。裁判員裁判の事件も受任しています。

春山：新62期の春山修平と申します。私も中央大学卒業で、中央大学ロースクールを卒業しました。現在勤務している事務所は、正込先生と同じ事務所です。事務所の案件としては、

先ほど正込先生がおっしゃったとおりですが、個人的にはインターネット関係の事案があります。私は、現在弁護士2年目ですが、ちょうど交通事故や家事の事件も幅広く経験させてもらっています。

■司法研修所同期生のつながり

秋定：では、まず教えていただきたいのですが、現在、司法研修所同期生どうしのつながりはどうなっているのでしょうか。

鍛治：司法研修所のクラスは、以前のような様々な修習地の修習生が1つのクラスにいるというのではなくなり、いくつかの修習地の集まりが1つのクラスを構成する形になっています。

柳井：しかも、今は前期修習がなく、すぐに実務修習になりますので、クラスのメンバーが1つのクラスで机を並べるのは、後期修習の8月ころからです。そのことからも、司法研修所のクラスよりも実務修習地の同じ班のメンバーとのつながりの方が深いように思えます。

■ロースクール同窓生のつながり

秋定：今日お集まりいただいた若手の先生方は、鍛治先生にもっぱらお声掛けいただいてお集まり下さった先生方ですが、皆さんほどのような関係になるのですか。

鍛治：中大ロースクールの同期や修習同期、その後輩にあたる方たちなのですが、その中でも、これまでの中大法曹会の行事にご参加下さった方々です。柳井先生とは弁護士会の派閥での知り合いでし、ロースクールもクラスは違いますが、同級生です。



正込：みんな顔見知りです（笑）。

秋定：私たちの年代ですと、ロースクールがあまりませんので、ロースクール生同士のつながりというのがどんなものなのか、実は良くわからないのですが、どんなものでしょうか？

正込：1つ学年が違うと、なかなかわかりません。

柳井：同じ学年でも、学年ごとの人数が多いので、実は名前も顔もわからない人がいたりします。

秋定：同一学年にメーリングリストのようなものはあるのですか。

柳井：クラスごとにメーリングリストを作ったりはしているのですが、実際に十分機能しているかというと難しいところです。

鍛治：確かにそうですね。

田瀬：中大ロースクールの一学年は何人くらいですか。

鍛治：300人弱でしょうか。

正込：一学年6クラスで、1クラス50人くらいです。

■研修会の開催

鍛治：ロースクールの同窓会も色々と頑張っているのですが、なかなか人が集まらないという面もあります。

その意味で、ロースクールの同窓会も、中大法曹会と同じ悩みを抱えていて、どのようにすれば、若手の皆さんに積極的に参加してもらえるかということも色々考えている状況です。

例えば、勉強会を開催して、魅力的なテーマを設定すれば、最も多くの人に参加してもらえるという結論に達したものの、なか



なか実現に至るのが難しいというのが現状かと思います。

田瀬：以前、第二東京弁護士会の笠井直人先生に倒産関係の講義をしていただいたときに、笠井先生がいわゆる大きな倒産事件を扱っていらっしゃるからということもあるのでしょうか？ その講義は、とても実践的だったよう思います。出席された若手会員の皆案にも有益だったのではないでしょうか。

笠井先生の研修会が一つの例ですが、今、鍛治先生もおっしゃったように、実践的な研修会で皆さんの興味のあるテーマをピックアップすれば出席したいという気持ちはありますか。

正込：それは出席したいと思います。

田瀬：どんなテーマであれば参加してみたいと思いますか。

正込：例えば弁護士登録一年目であれば、労働法関係の入門編で、基本的な分野ではあるけれども、それまでに選択科目として選択しないと未知の分野であるというようなものがいいと思います。私も、弁護士登録一年目に出席したのは、労働法や破産法の分野です。

田瀬：柳井先生はどうですか。

柳井：確かに労働法や破産法の分野は、もし研修会が開催されれば参加したいと思います。その他にも、私は、司法修習生時代に弁護士会の派閥の講義に参加したことがあるのですが、それは民事介入暴力に関するものでした。いわゆる民暴事件に関しては、ただちに弁護士業務につながるものではないのかもしれません、弁護士業務の幅広さを感じて興味深く思いました。

本格的に勉強するぞというものではなくとも、行ってみようかなと思える分野もいいのではないかでしょうか。

田瀬：春山先生はどうですか。

春山：分野にかかわらず、実務の仕組みを教えてくれるようなものといいますか、実務の勘所というのでしょうか？ そのようなものを教えてくれるものはありがたいと思います。

また、以前、税金の申告についての研修会があり、それはありがたかったです。弁護士一年目ですと確定申告も初めてですから、そ

ういった研修会があれば人も集まるのではないかでしょうか。

鍛治：簡単な簿記知識といったものもいいですね。
秋定：今、多数の若手の皆さんに参加してもらうには、研修会が良いのではないかという話がありました。おそらく、研修会を開催するということについては、各弁護士会でも考えて実施しているし、各派閥でも実施されています。そして、皆さんもご承知のとおり、中大法曹会も現に研修会を実施しています。そうすると多くの団体・組織が労働法や倒産法の研修会、それから先ほどの弁護士としての税務申告の話も含め、いろんな団体・組織が研修会を開催しているのが現状かと思います。

そうした場合に、中大法曹会としてそのような研修会を開催したとして、はたしてどのくらいの人数が参加してくれるのでしょうか。

■開催回数、懇親会

鍛治：そうですねえ。他の団体と中大法曹会との違いがあるとすれば、中大法曹会の場合、研修会の後に必ずといっていいほど懇親会がありますので、その中で同窓会的な集まりが可能という点になってしまふのかもしれませんね（笑）。

田瀬：弁護士会の派閥の主催する勉強会については、かなりFAXが送られてきますよね。それが中大法曹会から送られてくる勉強会や研修会のFAXとで、皆さんに受けとめ方の違いはあるのでしょうか。

正込：中大法曹会は規模が大きく、その意味で、かえって身構えてしまうという人もいるかもしれません。

春山：中大法曹会には、当然ですが中大出身の先生が数多くいらっしゃるので、講師をお引き受けくださる先生も多くいらっしゃるのではないかというイメージはあります。私も同じ派閥ではない先生のお話を伺う機会として有意義な面はあると思います。

私は、中大法曹会では、勉強会や研修会が派閥ほど頻繁ではないようなイメージがあり、その意味でなかなか積極的に参加しづらい面

があるのかもしれないと思います。

■弁護士会の派閥を含めた組織・団体に対する若手会員のイメージ

秋定：ところで、皆さん弁護士会の派閥に対するイメージとしてはどのようなものを持っていらっしゃいますか。

正込：政治的な意味はもちろんあるのかもしれません、あまりマイナスのイメージは持っていないません。

鍛治：私も自分から積極的に派閥の活動に関与始めたわけではないのですが、関わり始めてみると、色々な先生との接点もできますし、自分の帰る場所のようなところでもあり、愛着もわいてきます。

柳井：現実に弁護士業務をしていて、なかなかざっくばらんにいろいろな先生方とお話しする機会は意外に多くないので、そのような機会を多く持つことができるという意味でいいのかなと思います。

春山：私も身構えることなく派閥の活動をやらせていただいている。

田瀬：弁護士会の派閥に対しては、割と好意的にとらえられているようですね。ところで女性からみて、派閥活動というのはどうですか。嫌だなと思うことはありますか。

柳井：私としては、1期上に鍛治先生もいらっしゃいますし、他の女性の若手の先生も精力的に活動していらっしゃいますので、特に嫌な点というのではありません。

■若手会員が参加しやすい時刻、周知方法

秋定：皆さんはこの座談会にもご参加下さっていますが、他の若手会員がなかなか中大法曹



会に参加してもらえないのはどういった点に理由があるのでしょうか。

鍛治：中大法曹会のイベントへの若手会員の参加が多いとはいえない理由は、例えば、私が個人的に出席をお願いするために電話をかけると、その人が中大法曹会の存在自体をあまり知らなかったというケースもありました。確かに色々と中大法曹会執行部でFAXを流しているのですが、それだけだとなかなか伝わりにくいという点もあるのではないかと思うか。その意味で、今後は、告知や広告の方法も考えなければならないのかなと思います。

あと、色々なイベントの開始時間についてですが、午後6時から始まると、若手には少し早いという意見も出たりします。

柳井：中大法曹会の認知度についてですが、中大法曹会の存在を知ってはいても、自分の同級生に近い人がその活動に関わっているということをなかなか知らない部分もあるのかなと思います。

■若手会員のネットワークづくり

田瀬：ところで、皆さんから見て、中大法曹会に参加するメリットというのはどんなものがありますか。個人的に想像すると、何らかのスキルアップにつながるとか、仕事につながるという面など実際的・実利的な面でのプラスが求められているように思うのですが、いかがでしょうか。

正込：確かに、案内の送られてきた研修会や講義などで、自分にとって勉強になりそうだなと思ったものについて出席するという側面はあったと思います。

田瀬：私も弁護士会の派閥で若手会員のみの勉



強会を主宰していましたが、現在、私は、いわゆる企業のオーナー向けに、弁護士だけでなく、他の関連業種を含めた横のつながりによる団体・組織を立ち上げ、様々なニーズに応えられるような組織作りを展開していくと思っています。これは鍛治先生ともお話ししているところなのですが、私としても、それがうまく展開していくには、協力して下さる先生も必要になってくる。その際に、ではどうやって先生を見つけるかといえば、やはり人間関係かと思います。

そもそも私と鍛治先生も、中大法曹会の執行部を縁として顔見知りになり、その中で色々と話しているうちに、先ほどのような話になっています。私としては、個人的な意見ですが、どんどん中大法曹会に出席していただいて、多くの先輩と顔見知りになって人間関係を構築することが実利的な面にもつながってくるのではないかと思います。皆さんいかがでしょうか。

柳井：色々な人同士のネットワークを持つことはいいことだと思います。その意味で中大法曹会という大きな団体に属してネットワークが広がるということは、若手会員にとっても大きなメリットの一つになると思います。

正込：先ほどから勉強会の話もありますが、私も実際のところ勉強会のみということはあまりイメージしておらず、勉強会の後に、懇親会があり、その際にいろいろな世代の方々と胸襟を開いてお話しでき、結果としてネットワークができるという面は大きなメリットだと思います。ただ、意外に60期以下の人们には、といった意識が少ない人もいるのではないかと思います。もちろん、若手からすると、なかなか参加しづらいという面があるのかもしれません。

田瀬：なかなか行きづらいですよね。先輩方が多くいらっしゃるところで、ツカツカと入っていくというのも。

そうすると、やはり、先輩側で、積極的に「来ないか」とか誘ってくれるといいのでしょうか。

春山：たまに参加するだけでは、やはり名刺交換程度にとどまってしまいますので、やはり

回数的にもなるべく参加しないと、強い人的関係というのはなかなか構築できない気がします。

■10期上の先輩がいれば

鍛治：中大法曹会も、若手が抱いている行きにくいイメージがあるのであれば、それをどう変えていくのかということも考えなければならぬのかもしれませんね。

また、比率として、私たちを引っ張ってくださるような先生方、例えば50期前後の私たちにある程度近い期の先生方の中大法曹会への参加があまり多くないような気もします。

田瀬：確かに50期前後であればともかく、20期前後の先生方に、ドーンとぶつかっていくというのもなかなかしづらいですよね。

正込：あまり期の上の先生ですと、恐れ多くて気が引けてしまう面もあります。

■共通項を生かして、ネットワークを

窪木：中大法曹会には、同じ大学やロースクールを選び、そこで学んだという、理屈なしの共通項がありますから、同じ中大法曹会に属しているというだけで安心感につながると思います。例えば、何か仕事をお願いするにしても、会ったり話したりしたことのない人にお願いすることはなく、やはり、色々な場面で、その人のことをよく知っているからこそお願いできるという面がありますね。そうすると、人同士のつながりやネットワークは、実利的な面でもメリットがあるように思います。そういうネットワークを広げていくことができればいいですね。

ただ、あまり実利的な面のみを強調しすぎると、人同士のつながりという面ではちょっとどうかなと思うところもありますが。

田瀬：その意味では、法曹だけにとどまらず、実業界や他の士業も含めた色々な中大卒業生の方々との知り合いが増えるというのも、勉強になりますし、意味が大きいと思います。できれば、同世代同士の横のつながりも増えていけばいいと思いますが、どうでしょうか。

鍛治：そういう形で、色々なネットワークが広がっていくのはとてもいいことですね。

田瀬：期の上の先輩方も、皆さんが来て迷惑に感じる人はいないでしょうから、どんどん飛び込んでいっていただければと思います。

窪木：中大法曹会には諸先輩方が築き上げた多くの財産があり、これをどうやって若手会員の皆さんに引き継いでいくかという点が重要ですね。せっかく先輩方が築き上げてきたものを引き継げないのはもったいないですものね。

さて、予定された終了時間も迫ってきました。先ほどのお話にもありましたように、中大法曹会のいいところは、こういった会の後に必ずといっていいほど、懇親会がセットで用意されているところです。今夜は、田瀬先生が懇親会の場所をセッティングして下さっていますので、さらに忌憚のないお話を懇親会の場でお伺いできればと思います。本日は、お忙しい中をご参加下さり、また貴重なご意見を下さり、本当にありがとうございました。



★ 次代の星たち

法科大学院修了後の5年間を振り返って

山口県弁護士会・弁護士

◆ 黒川 裕希



第1 はじめに

この度、「中大法曹」への寄稿を依頼されましたので、私が中央大学法科大学院を修了してからの5年間について述べさせていただきます。

まず、私の略歴は概ね次のとおりです。私は、平成16年3月に中央大学法学部法律学科を卒業後、4月に同大学法科大学院に入学し、平成18年3月に同大学院を修了しました。そして、同年9月に司法試験に合格し、広島での司法修習を経て、平成19年12月に山口県弁護士会に弁護士登録し、末永汎本弁護士が主宰する弁護士法人末永法律事務所に入所しました。

なお、末永弁護士も中央大学出身で、真法会研究室に所属しており、私が法科大学院時代にエクスターインシップをさせてもらったのがきっかけの入所となりました。ちなみに、私は、大学在学中は、中権会研究室に所属していました。

第2 中央大学法科大学院同窓会について

私ども中央大学法科大学院第1期修了生は、平成18年11月に同大学院同窓会を設立し、縁あって私が初代会長を拝命することとなりました。この同窓会は、同大学院を修了した者を正会員、先生方を特別会員として構成されており、毎年の修了生が自動的に会員となる仕組みになっております。

この同窓会は、諸外国のロースクールの同窓会に倣って設立したものですが、ここで、私が中心になって設立しようと思うようになったきっかけについてお話しします。

まず、同窓会構想については、私たちが法科大学院を修了した直後から、さまざまな方面で議論されていました。しかしながら、合格発表

までは、みな期待と不安が交錯しなかなか同窓会設立に向けた具体的な準備は進みませんでした。

そのような中で、9月の合格発表を迎えました。合格発表後、ともに合格した、それまで一緒にゼミを組んでいたメンバーと食事をしていた際、そのメンバーから早く同窓会を作らないとみんなそれぞれの出身大学に帰ってしまうから、早く同窓会を作るべきであるといわば恫喝(?)されました。このゼミは6人で行っていたのですが、出身大学はバラバラで、中央大学は私だけで、後は東京大学3名、一橋大学1名、慶應義塾大学1名でした。

このとき、私は、同窓会の必要性を痛感したのです。ご案内のとおり、中央大学法科大学院は、中央大学出身者が全体の3割程度で、それ以外は他大学出身者です。せっかく縁あって中央大学法科大学院に来てくれた他大学出身者にも中央大学を母校と思ってもらうことは中央大学法科大学院の将来にとっても重要であると考えました。

そこで、早速同窓会設立に向けた準備を始めました。20数名の発起人で設立準備委員会を作り、同窓会の設立準備を行いました。そして、平成18年11月11日に、永井和之総長・学長等のご来賓のご列席のもと、正会員及び特別会員等70名以上の参加を得て、設立総会、懇親会を実施しました。

その後も、毎年、定期総会、懇親会を実施しており、近年は、それに加えて、5月に、判、検、弁となった修了生が自らの就職活動や司法修習生活を新修了生に対し講演する就職ガイダンスを、さらに11月ころに、その年の合格者が

来年新司法試験を実施する学生にアドバイスをする会などの活動を実施しております。現在、同窓会の会長は、第1期未修出身の山崎健介弁護士が務めておりますが、同弁護士の出身大学は中央大学ではなく、役員の多くも中央大学以外の大学出身者で占められています。

のことからも、所期の目的は一応達成できたものと考えております。

今後も、中央大学法科大学院同窓会の活動に際しまして、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

第3 山口での3年間の弁護士生活について

私が勤務している弁護士法人末永法律事務所は、山口市内にあり、末永汎本弁護士、末永久大弁護士、高村正彦代議士と私の4人で執務しております。業務内容は、企業や医療機関等からの相談や訴訟等が主たるものです。もっとも、山口県弁護士会は総勢140名程度の小規模会であることから、ほかに、国選弁護やクレサラ、家事事件等、幅広い業務を行っております。また、裁判員裁判も経験でき、非常に充実した3年間でした。

今振り返ってみても、中央大学法科大学院での授業は非常に役に立ったと思います。

第4 中大法曹九州・山口大会について

九州と山口で業務を行っている中大法曹は、毎年1回各地を持ち回りで大会を開催しております。

この大会は、中央大学出身者のみならず、中央大学法科大学院出身者も参加しており、毎年、中大法曹会の執行部の先生方や大学の先生方を来賓としてお迎えし、50名から60名規模で開催しております。私は第2回の宮崎大会以降、沖縄、山口（下関）、鹿児島の各大会に参加させていただいております。

この大会には、50期代後半以降の法曹も多数参加しており、昨年実施した山口下関大会では、全参加者の4分の1程度が50期代後半以降の法曹でした。

このように、私たちのような若い世代も今後、

ますます中大法曹会の行事に参加させていただきたいと思います。

第5 最後に

以上、とりとめもなく法科大学院を修了した後の5年間を振り返って書かせていただきましたが、今後も中大法曹会を始めとする中央大学関係の行事に積極的に参加してまいりたいと思いますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。